



平成 28 年 8 月 3 日

各 位

会 社 名 オプテックス・エフエー株式会社  
代表者名 代表取締役社長 小國 勇  
(JASDAQ・コード 6661 )  
問合せ先 取締役管理部門統括 坂口誠邦  
(TEL. 075-325 -2930 )

**臨時株主総会招集のための基準日の設定、臨時株主総会の開催、  
定款一部変更及び資本金の額の減少に関するお知らせ**

当社は、平成 28 年 8 月 3 日開催の取締役会において、臨時株主総会開催のための基準日の設定、臨時株主総会の開催並びに「当社とオプテックス株式会社との株式交換契約承認の件」、「定款一部変更の件」、「資本金の額の減少の件」及び「取締役 1 名選任の件」を本臨時株主総会に付議することに関し、下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 臨時株主総会に係る基準日等について

平成 28 年 9 月 30 日に開催の臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、平成 28 年 8 月 19 日（金曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その議決権を行使することができる株主といたします。

- |               |   |
|---------------|---|
| (1) 基準日       | 平成 28 年 8 月 19 日（金曜日）   |
| (2) 公告日       | 平成 28 年 8 月 4 日（木曜日）  |
| (3) 公告の方法     | 電子公告（公告用ページに記載いたします）<br><a href="http://www.optex-fa.jp">http://www.optex-fa.jp</a> |
| (4) 臨時株主総会開催日 | 平成 28 年 9 月 30 日（金曜日）   |

2. 臨時株主総会の日時・場所及び付議議案について

- (1) 開催日時  
平成 28 年 9 月 30 日（金曜日） 午前 10 時
- (2) 開催場所  
京都市下京区烏丸通塩小路下る（京都駅ビル内）  
ホテルグランヴィア京都 5 階 「竹取の間」

### 3. 付議議案

- 第1号議案 当社とオプテックス株式会社との株式交換契約承認の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 資本金の額の減少に関する件
- 第4号議案 取締役1名選任の件

### 4. 定款一部変更について

#### (1) 変更の理由

本臨時株主総会において第1号議案「当社とオプテックス株式会社との株式交換契約承認の件」が承認可決され、本株式交換がその効力発生日（平成29年1月1日（予定））に効力を生ずると、その日以降、当社の株主はオプテックスグループ株式会社のみとなります。

これに伴い、定時株主総会の議決権に係る基準日を予め当社の定款に定めておく必要性が失われることから、現行定款第13条（定時株主総会の基準日）を削除するとともに、現行定款第14条以下を1条ずつ繰り上げる等の所要の変更（以下「本定款変更」といいます。）を行うものです。

なお、本定款変更は、本臨時株主総会において第1号議案が原案どおり承認可決されること、並びに平成28年12月30日の前日までに本株式交換が中止されていないこと及び本株式交換契約の効力が失われていないことを条件として、平成28年12月30日にその効力を生じるものとします。

#### (2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。（現行定款中変更のない条文の記載は省略しております。）

（下線は変更部分を示しています。）

現行定款	変更案
<u>（定時株主総会の基準日）</u> <u>第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。</u>	（削除）
第14条～第46条 （条文省略）	第13条～第45条 （現行どおり）

#### (3) 変更の日程

- 取締役会決議 平成28年8月3日（水曜日）
- 本臨時株主総会開催日 平成28年9月30日（金曜日）
- 定款変更の効力発生日 平成28年12月30日（金曜日）

#### (4) その他

平成28年12月期の期末配当につきましては、現行定款第44条に従い、平成28年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者の皆様に対して、当社からお支払いする予定です。

## 5. 資本金の額の減少について

### (1) 資本金の額の減少の目的

本日付で発表されております「オプテックス㈱によるオプテックス・エフエー㈱の株式交換を用いた完全子会社化及びオプテックス㈱の会社分割を用いた持株会社体制への移行並びに定款の一部変更による商号変更に関するお知らせ」に記載のとおり、当社は平成 29 年 1 月 1 日付をもってオプテックスグループ株式会社（持株会社）の完全子会社となることを前提として、完全子会社化後の機関設計の簡素化及び機動的かつ柔軟な資本政策に備えるため、上記の効力発生日までに資本金の額の減少を行うものであります（但し、当該事項は平成 28 年 9 月 30 日開催予定の当社臨時株主総会でオプテックス㈱との株式交換契約書が承認、可決されることを条件といたします）。

### (2) 資本金の額の減少の要領

#### ①減少すべき資本金の額

資本金の額 553,241,256 円を 200,000,000 円減少して 353,241,256 円といたします。

#### ②資本金の額の減少方法

発行済株式総数の変更を行わず、200,000,000 円の資本金の額を無償で減少させ、その全額をその他資本剰余金へ振り替えます。

なお、上記の減少後の資本金及びその他資本剰余金の額は、平成 28 年 6 月 30 日現在の貸借対照表に基づいて算出しておりますが、減少の効力発生日までに当社が発行している新株予約権が行使された場合、減少後の当該金額は変動する可能性があります。

#### ③資本金の額の減少の日程

当社取締役会決議日	平成 28 年 8 月 3 日
臨時株主総会決議日	平成 28 年 9 月 30 日（予定）
債権者異議申述公告日	平成 28 年 10 月 28 日（予定）
債権者異議申述最終期日	平成 28 年 11 月 28 日（予定）
資本金の額の減少の効力発生日	平成 28 年 12 月 1 日（予定）

#### ④今後の見通し

資本金の額の減少は、純資産の部における勘定科目の振替処理であり、平成 28 年 12 月期の連結業績への影響はありません。

以上